

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度（IT 人材確保枠） 助成対象者募集要領

愛媛県では、IT 産業の振興・集積と県内産業の DX による産業競争力の強化と地域経済の更なる活性化に向け、IT 人材の県内企業への就職を促進するため、IT スキルを有する学生や求職者が本制度に登録した県内の企業（以下「登録企業」という。）に就職した場合に、愛媛県と登録企業とで出捐した基金により、奨学金の返還を助成することとし、本要領により、制度の対象となる学生や求職者を募集します。

※ 本制度への申請により必ず登録企業に就職しなければならないものではありません。

1 目的

IT スキルを有する学生や求職者が登録企業に就職した場合に、愛媛県と登録企業が共同で出捐した基金により奨学金の返還を助成することで、県内産業を支える IT 人材の県内企業への就職促進と県内定着を目的としています。

2 募集対象者

本制度の募集対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者としてします。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金の貸与を受け、対象期間（10月～翌年9月）に奨学金を返還している又は返還を予定している者
- (2) 次のア又はイのいずれかの要件を満たす者
 - ア 独立行政法人情報処理推進機構が定めるITスキル標準レベル2以上の情報処理技術者試験に合格している者
 - イ 就職までに独立行政法人情報処理推進機構が定めるITスキル標準レベル2以上の情報処理技術者試験の合格を目指す者
- (3) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する者又は既卒者であって登録企業への就職を希望する者（申請時点において、登録企業に雇用されている者を除く。）

※ (2) については、アに該当する者を「助成対象者」、イに該当する者を「助成候補者」とします。

【IT スキル標準レベル2以上の情報処理技術者試験】

レベル4	IT ストラテジスト試験
	システムアーキテクト試験
	プロジェクトマネージャ試験
レベル4	ネットワークスペシャリスト試験
	データベーススペシャリスト試験
	エンベデッドシステムスペシャリスト試験
	IT サービスマネージャ試験
	システム監査技術者試験
	情報処理安全確保支援士試験 (情報セキュリティスペシャリスト試験)
レベル3	応用情報技術者試験
レベル2	基本情報技術者試験

3 募集人員

毎年度20名程度を想定。ただし、これを上回る人数を受け付けることもあります。
(原則、先着順とします)

4 助成内容

(1) 助成要件

- ア あらかじめ助成対象者として認定を受けていること。(認定方法については、「6 助成対象者の認定方法」をご確認ください。)
- イ 登録企業が奨学金の返還支援に対する出捐を行うことが適当と認める者であること。
- ウ 登録企業への就職状況等について、知事が別に定める期日までに適正に報告を行っていること。
- エ 登録企業に正社員として雇用されており、10月から翌年9月までの1年間の就業実績を有するとともに、同期間内に奨学金を返還していること。ただし、主たる事業所が愛媛県外の企業に雇用されている場合は、県内の事業所等に在籍し就業した実績を基準とします。
- オ 他の自治体等による奨学金の返還支援に関する助成制度(えひめ人口減少対策総合交付金を財源とする助成制度を除く。)を利用していないこと。
- カ 就職した登録企業が助成額の1/2を基金に出捐していること。
- ※ 助成対象者が、就業する登録企業の代表者又は取締役の3親等以内の親族であり、同企業の経営の承継を目的として就業する場合など、助成対象者にとって同企業への就業の必然性が相当程度高いと認められる場合は、助成対象外とすることがあります。
- ※ 正社員とは、以下のいずれにも該当する労働者とします。
 - ・ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であること
 - ・ 派遣労働者でないこと
 - ・ 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること
 - ・ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること

(2) 助成額

助成対象者が借り入れた奨学金に係る1年間の返還額(10月分から翌年9月分)の4/5又は20.16万円のいずれか低い額

(3) 助成期間

最大7年間

(4) 助成方法

交付申請に基づき、原則、毎年度末までに日本学生支援機構に助成額を支払います。

5 申請方法

以下に記載する申請フォームへ必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

◆申請フォーム

https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7051

◆電子申請に必要な書類

以下の書類について、申請フォームから電子データ(PDFデータ又は画像データ)をご提出ください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

- ア 奨学生証（又はこれに準ずる書類）
- イ 本人確認書類（1点）
（例）運転免許証（写）、保険証（写）、パスポート（写）等
▼本人確認書類の住所と現住所が異なる場合は、現住所が確認できる書類を追加で提出してください。
（例）住民票（写）、賃貸契約書（写）、公共料金請求書（写）等
※本申請における「現住所」とは、「通学・通勤のための居所」又は「住民票の住所」とします。
- ウ 情報処理技術者試験の合格を証明する書類（写）（助成候補者を除く）

6 助成対象者の認定方法

申請内容について審査を行い、「2 募集対象者（1）、（2）ア及び（3）」の要件を満たし、適当と認められる場合は、助成対象者として認定し、文書により通知します。また、「2 募集対象者（1）、（2）イ及び（3）」の要件を満たし、適当と認められる場合は、助成候補者として認定し、文書により通知します。助成候補者は、試験合格後、以下に記載する合格報告フォームに必要事項を入力し、電子申請を行ってください。合格報告後、助成対象者として認定します。

◆合格報告フォーム

https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7052

※ 助成候補者のままでは、助成されません。また、助成対象者として認定された場合であっても、「4（1）助成要件」を満たさなければ助成されません。

7 助成対象者認定の取消

次の事由に該当した場合は、助成対象者の認定を取り消すことがあります。

- （1）奨学金の貸与を取り消されたとき
- （2）奨学金の返還が免除されたとき
- （3）他の自治体等による奨学金返還支援制度（えひめ人口減少対策総合交付金を財源とする助成制度を除く。）を利用したとき
- （4）1年間（10月から翌年9月）の就業実績を有する前に対象企業を離職したとき
- （5）助成対象者を辞退する旨の申し出があったとき
- （6）その他、助成対象者としてふさわしくないと知事が認めたとき

8 助成対象者認定後の流れ（予定）

（1）助成対象者認定後

県や登録企業から県内就職に関する情報を提供します。県や登録企業が開催・参加する就職セミナーや説明会等に積極的に参加してください。

※ 登録企業へのエントリーなど、登録企業と連絡を取り合う際には、自身が助成対象者であることを登録企業の人事担当者へ伝えてください。

※ 別途、県から登録企業に対し、認定を受けた助成対象者の情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、申請者の状況、保有資格、学校・学部学科名、学年）を提供します。

（2）就職した年度

就職した企業名や連絡先等を県に報告してください。（就職後1か月以内）

（3）就職後に到来する10月～翌年9月分の奨学金返還を行ったとき

県が指定する所定の様式を添付の上、県に対して交付申請を行ってください。

（2年～7年経過時も同様）

9 問合せ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
TEL 089-912-2506

MAIL sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）の詳細は愛媛県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>